

地方独立行政法人茨城県西部医療機構

年度評価実施要領

平成 31 年 2 月 14 日

筑西市中核病院整備部

改正 令和 3 年 3 月 26 日

筑西市保健福祉部

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構業務実績評価の基本方針（平成 31 年 2 月 14 日決定）第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の手續について定めるものとする。

(評価方法)

第 2 条 年度評価は各事業年度の終了後、項目別評価及び全体評価により行う。

2 市長は、前項の評価を行うときは、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴取するものとする。

(項目別評価)

第 3 条 項目別評価は、当該年度の年度計画について、その実施状況を確認することにより、各年度における中期計画記載事項の進捗状況を確認するものとする。

2 項目別評価は、年度計画に定めた項目について、次に掲げる方法により行う。

(1) 法人による自己評価

ア 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の 5 段階による自己評価を付した業務実績報告書を作成する。

評点	評 語
5	年度計画を大幅に上回って実施している
4	年度計画を上回って実施している
3	年度計画を順調に実施している
2	年度計画を十分に実施できていない
1	年度計画を大幅に下回っている

イ 法人は、業務実績報告書の作成に当たっては、市長及び評価委員会が業務の実施状況を客観的かつ適正に判断できるよう、小項目ごとの業務実績の定量的な記述等業務の実施状況を具体的に理解できる工夫をしたうえで、自己評価の結果と判断理由を記載する。

ウ 法人は、業務実績報告書に特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載することができる。

(2) 小項目評価

ア 市長は、法人の自己評価及び目標設定の妥当性等を総合的に検証し、必要に応じて評価に必要な資料の提出を法人に求め、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に1から5までの5段階による評価を行う。

イ 市長の評価と法人の自己評価が異なる場合には、評価の判断理由等を示す。

ウ 市長は、必要に応じ、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付すことができる。

(3) 大項目評価

市長は、小項目評価の結果及び特記事項の記載内容を考慮し、大項目ごとに中期目標及び中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

評点	評 語	小項目評価平均点	摘 要
S	特筆すべき進捗状況にある	4.5以上	各段階の評価は、大項目ごとの小項目評価 評点の平均点（小数点 以下第2位四捨五入） で区分する。
A	計画を上回って進んでいる	3.5以上4.5未満	
B	計画どおり進んでいる	2.5以上3.5未満	
C	やや遅れている	1.5以上2.5未満	
D	重大な改善事項がある	1.5未満	

（全体評価）

第4条 全体評価は、項目別評価の結果等を踏まえ、年度計画の実施状況及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式により総合的に評価するものとする。

2 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み（法人運営における自律性及び機動性の発揮、財務内容の改善等）を積極的に評価するものとする。

（補則）

第5条 この要領は、年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月２６日保健福祉部長決裁）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。